

平成28年

第1回市議会定例会 議案第53号

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例の制定について

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例

(函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部改正)

第1条 函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例(平成25年函館市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」  
に改める。

(函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部改正)

第2条 函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定  
める条例(平成25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正  
する。

第14条第1項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「  
同条第23項」を「同条第24項」に改め、同条第5項中「第8条第  
23項」を「第8条第24項」に改める。

(函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部改正)

第3条 函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める  
条例(平成25年函館市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条第25項」を「第8条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第24条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(函館市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 函館市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第85条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（平成27年函館市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第66条第1項および第110条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

(函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め，同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の一部改正に伴い規定を整備するため